

令和元年度 第2回大田区障がい者差別解消支援地域協議会 議事要旨

日 時：令和2年1月23日（木）13時30分から15時00分まで

会 場：大田区産業プラザ 小展示ホール

出席者：荒木委員、石渡委員、川崎委員、閑製委員、木嶋委員、小堀委員、
佐藤委員、志村委員、菅沼委員、杉山委員、鈴木委員、曾我委員、
長尾委員、中原委員、堀江委員、宮澤委員、宮田委員、山根委員、
吉田委員（五十音順）

1 開会

- (1) 会長あいさつ
- (2) 福祉部長あいさつ
- (3) 事務連絡（配布資料確認等）

2 議題

- (1) 障害者差別解消法に係る相談状況について

障害福祉課長が資料2及び資料3に基づき説明

(石渡会長) 委員の皆様にご意見等お伺いしたい。

(鈴木委員) 新井宿地区で、去年12月に大田区総合防災訓練を行った。避難者役はプラカードをつけて訓練をした。障がい者は福祉避難所に案内するが、訓練ではプラカードをつけていたので、判断が非常に容易だった。事例にある、障がいがあることの認知について、ヘルプカード等が機能していれば、もう少しスムーズだったのかもしれないと感じた。

(石渡会長) 障がいのあることが、周りからすぐわかるような場合と、わかりにくい場合の対応の難しさがあると思う。

(志村委員) 私は自立支援協議会の防災部会を担当しており、ヘルプカードを作るところから障がい当事者の皆さんに加わってもらった。カードの趣旨としては、災害時に自助として障がいを開示するためのものという意識で作っており、皆さんにもそのような理解をしていただきたいと思います。

東日本大震災後、電車内でそのマークをつけている方を見たら席を譲ってください、というアナウンスがあった。これは本人不在でマークだけが啓発されている。本来は建設的な対話が生まれるきっかけになったらいいと思う。

11番の事例にあるが、ご自身が障がいをお持ちであるとヘルプカードを提示するところまでしたが、その後の対話が、ご本人にも難しかったのかなと思った。

相談要旨を見ると、相談者はこの件を東京都におっしゃられたようだが、まずは郵便局との対話になると思う。カードを持っていなくても、具合が悪くて順番を待てないと敢えて言えば建設的対話につながるのではと思った。

(石渡会長) ヘルプカードの意味、建設的対話にどうつなげていくかが大事だと

いうことを、改めてご指摘いただいた。

(杉山委員) ヘルプカードについて、人によっては紛失の心配がある。そこでスマートフォンのアプリでヘルプカード画面を出せるといいと思う。

(石渡会長) 携帯電話等の中にあればコミュニケーションが難しい方の新しいツールになっていくように感じる。

(荒木委員) 6番の事例について、これは複数の職員が介助しなければならない方が、お一人でプールに行かれたということか。

(障害福祉課長) プールサイドにおいて、複数の職員の介助が必要な状況であった。

(石渡会長) かつては介助者をつけなくては、車椅子の人は公共交通機関に乗れなかったが、今は一人でも利用できるようになってきている。そういう形が理想だと思う。ただ、安全を考えると色々心配なこともある。どうしたら少しずつ進んでいけるのかという建設的対話が積み重なるといいと思う。

(吉田委員) 不動産屋での事例について、障がい者ということで、大家さんの理解を得られず、なかなか自分が住みたい場所に住まわせてもらえないことが相談内容にも表れていると感じる。

(川崎委員) 不動産については高齢者も借りられない。ちゃんと家賃を払ってくれるか、それから孤立死した場合の後が困るということではないかと思う。

昨日、新聞に千葉県船橋市で債務保証制度ができたと掲載されていた。こういうことを大田区でもやれば良いと感じた。

事例16番について、電話対応は傾聴だと言われるが、相槌も打たず黙って聞いていては無視されていると思ってしまう。「それは困っているね」と相槌を打つと、向こうも聞いてくれていると感じると思う。やはり傾聴に共感が必要である。

(石渡会長) 不動産の話は、特に精神障がい者、高齢者など様々な方からお聞きする。ご本人だけでなく組織等が関わることで解決に繋がると思う。今の話をきっかけに、多くの事例を集めて、何か方法があるかご検討いただきたい。

傾聴については私も研修をやらせていただくことがあるが、ずっと黙っているのが傾聴ではない。やはり共感が入ってこそ傾聴の意味があるという、川崎委員のお言葉で再確認させられた。

(曾我委員) 相談件数が昨年度に比べて増加したというお話があった。件数を基準にするべきではないが、差別解消の分野では相談が寄せられることに特別な意味があると思っている。相談の一次的な目的は個別事案の解決だが、事例が顕在化することによって、皆が差別とは何か、合理的配慮とは何か、考えるきっかけになる。

法律上、差別や合理的配慮が何かというのは抽象的であって、実際の社会の中で何かしていかなければいけないものだと思っている。相談が寄せられることが実践の一環だと思うので、その件数が増えていくところにも、常に意識を持っていただくことが大事である。

(山根委員) 相談要旨を読むと、幾つか法律違反か否かが最も重要と捉えている

考え方があることに気がつく。不当な差別的取扱いは障がい者の権利・利益を侵害することになるので、あってはならないことだと思う。ただ、大田区、東京都の資料を読むと、どの事例も初めは、お互いに大きな齟齬があることがわかる。障がいについて知らないこと、それから法律を正しく理解していないこと、合理的配慮の方法がわからないなど、理由は様々だが、そこで大切になるのは、その後の建設的な対話ではないだろうか。

障がいがある人もない人も、お互いに尊重し、協力し合って困りごとを解決していく。目の前で困っている人がいれば、自然と手を差し伸べる、誰もがその人らしく暮らしていくことのできる優しさのある大田区であってほしいと思う。

「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する大田区職員対応要領」の中に、合理的配慮の具体的な事例が示されており、大変良いことだと思っている。民間事業者や区民の皆様にも役立つように、例えば東京都福祉保健局の合理的配慮の好事例集を紹介するなど、障害者差別解消法が私たちにとって身近な、生きた法律となるように啓発を引き続きお願いしたい。

(宮澤委員) 12番の相談事例は、元タクシー会社の方から、車椅子の利用者を乗せることは車椅子の破損などのリスクがあるという提言だが、これはおそらくセダンタイプで、トランクに車椅子を入れるタイプのタクシーだと思う。ユニバーサルデザインタクシーは東京都内で1万台導入されたが、乗車拒否で停まらない事例もある。そうすると、普通のセダンタイプのタクシーに乗車することになるが、車椅子をトランクに乗せて壊れたりする場合の保障が何もない。

この間、民間のタクシー会社では研修会を何回もやっているようだが、運転手からは、乗せ方がわからない上、停まると40分かかるので素通りしてしまう、という話も聞く。バス事業者も車椅子の乗せ方がわからない。そういう問題がある。

(石渡会長) ユニバーサルデザインタクシーが増えてきたが、乗車拒否をされたという車椅子の方のお話もたくさん聞く。乗りたい方がきちんと乗車できるように、意識の改革をしていかななくてはいけないと思う。

(宮澤委員) 障がい者が車椅子でタクシーに乗ると割引がある。

タクシーの運転手は歩合制なので、料金が安くなり時間もかかるので、車椅子利用者を乗せたくないということになる。これは事業者の問題なのか、国の政策の問題なのか、難しい。

(石渡会長) 世間では、なかなか理解しきれない部分が解決に結びつかないことが多い。こういう場で色々と協議をして、建設的対話を進めることが大事だと再確認できた。

(吉田委員) 住居の面で、障がい者が望む地域で暮らしていくというのが理想的である。長期入院で、外が怖い、楽しみも無いという人達がまだ多い。その人達の住む場所、地域で一緒に暮らせる場所をもっと作ってほしい。

(石渡会長) 自分の選択でなく長期入院などをされている方のお話をお聞きすることがある。50年ずっと精神科病院に入院していた方が、後見人がついたこと

で新しい生活を始めることができた例もある。住まいを作るとともに、皆が、どのように生活を支えるかを考えていく必要がある。

(閑製委員) 先ほどの杉山委員のヘルプカードのアプリ化の提案は、私達には無い発想である。今、特別支援学校でもICT授業が導入されており、障がい当事者も自分でタブレット端末等を操作できる機会がある。

(山根委員) 事前に配布された資料を見て、杉山委員自身が、この協議会で発言するのであればヘルプカードのことだろうということで、アプリ化についてのプレゼンテーション資料をご用意されたと聞いた。協議会の中で自分が話すべき役割を真剣に考えて参加されているところに、改めて私どもも気づきがあると思った。

(2) 障害者差別解消法に係る相談状況について

障害福祉課長が資料4及び資料5に基づき説明

(石渡会長) 東京都が条例を施行して以降の相談件数等の説明があったが、ご意見おありの委員はご発言をお願いしたい。

(小堀委員) 精神科医の立場から、患者さんが偏見に関してどう感じているのかということがとても大事であり、そのことを踏まえて診察にあたっている。

事例について、紛争解決という観点ではなく、障がい者がどういう場面で合理的な配慮を求め、どういう時に差別を感じてしまうのかということをおぼろげにわかっていない人がたくさんいるので、その内容だけでなく建設的な対話についてデータを集め、区民の方々に広報・啓発していただくことが、本当の意味での差別解消となってくる。

(木嶋委員) 私見になってしまうが、歯科の診療所において、例えば、入れ歯が痛いお年寄りと、体調が悪そうな前歯を折ってしまったお子さんを抱えたお母さんと、障がいのある方が同時にいらした場合に、どう優先順位をつけてやっていくのか、合理的配慮は何なのかという判断が難しい。事例を見ると、職員やタクシー運転手の方に余裕がないところがある。第三者がなるべく早目に対応できるような環境作りができれば、障がいを持つ方が嫌な思いをすることも、事業を行っている方の負担も軽減すると思う。

(佐藤委員) 事例18番の雇用関係について、こういったご相談があった時には、基本的にはハローワークが相談窓口となり、もし解雇ということになれば労働基準監督署が相談窓口になるので、まずはハローワークにご連絡いただきたい。

事例9番については、事件発生当時、ハローワークでも情報を把握し、採用経緯やその後の対応等、状況確認をした。

この件について、障害者雇用ということをおぼろげに言う必要がないことはハローワークからも指摘はしている。ただ、この会社は障害者雇用にかなり力を入れている企業である。事件発生前、他の方の定着支援の為、ハローワークの職員も関わっていたが、会社の担当者は非常によくやってくれているという報告があった。障害者雇用と言ってしまったというところはあるが、それ以前の部分では頑張っていることを補足させていただきたい。

(石渡会長) 専門職の立場から発信していただくことがたくさんある。それぞれのお立場でのご意見が、建設的対話の深まりや、新しい方向性につながると思う。

(中原委員) 障害者差別解消法の趣旨は、差別の解消と合理的配慮と、もう一つは、インクルーシブな社会にすることだと思う。

我々は専門職として建設的な対話をしていかななくてはならない。

もう1点、吉田委員の、障がい者が地域に出ていけない、という話が非常に心に残った。数年前、入院医療から地域へという精神障がい施策の大きな柱だけが出てきた。最近では地域包括ケアという方向になっている。サービスがどうあるべきかと同時に、受け皿として地域がいかに受けられるかということが重要である。大田区では昨年、居住支援協議会ができた。私もその委員だが、福祉部長もその副委員長であり、主管のまちづくり部署と福祉部署が連携して今後もやっていただけたらと思う。

(菅沼委員) 障がい者総合サポートセンターでは、電話相談だけで年間延べ約1万8,000件、前年度の2倍に迫ろうかという件数を対応している。

その中で、お会いしたことがなく、電話だけで相談を受けている方が多くいらっしゃる。対応する職員は当然、研修を受講しており、資格を有する相談のプロと言われて然るべき人材だと思っている。面談では複数で対応したり、手法として相槌を打ったり、視点の置き方やメモの取り方、相手にお話を聞いていることを示すことが可能だが、電話だけの場合では対応が異なる。同じ内容で同じ方から、1日5回、10回と電話を受けた時に、10回目であっても、相手の方に思いを馳せることが求められる仕事だと思うので、今日いただいたお話をもち帰り、職員に伝えさせていただく。

(長尾委員) 私は事業所として、日々、知的障がいのある方と接している。

今日お話を伺っていて、社会とご本人の間での理解が大事だと思う。

障がいがあっても無くても、嫌なこともあるし、希望もある。ただ、それを伝えることがとても苦手な方達である。そのため、施設にはその仲介役が求められている。

地域の方から、お叱りを受けることがある。そうすると、謝りに行くわけだが、ただ謝りに行くわけではなく、彼らのことを紹介する、またとないチャンスと捉える。地域の方達は、わからないから困っているということを、身をもって経験してきた。啓蒙・理解が支援となるので、日々の公園清掃の時などPRしなければいけないと改めて強く思った。

(宮田委員) 世の中は健常者が中心だと実感している。けして健常者が障がい者を差別しようと思って言っていることではないが、障がいのある方から見ると、差別に感じてしまうことも多くあると感じた。

やはりわからないからだと思う。知的障がい児のお母さんが、何気なく「車椅子のお子さんは見かけで障がいがわかるから周りの方は優しくしてくれる。知的障がい児は、大きな声を出すと怖がられる」という発言をしたのを聞いた。同じ障がい児の親同士であっても、障がい種別が違うとなかなか理解するのは

難しい。

様々な方達と関わりを持つことによって、障がいの困り具合がわかってくる。周りに障がいのある方がいない方達に、本当に理解していただくのは難しいことだが、それをやっていかないと、障がいのある方達が生きやすい世の中にならないと痛感している。

今回、様々な事例を見ながら私達も、もっといろんな方たちにご理解いただけるように努力する必要があると改めて感じた。

(石渡会長) 今、宮田委員が、障がいのある子を持つ親同士でもとおっしゃっていたが、障がいのあるご本人同士でも同様である。問題に向き合っていくことが、この協議会の意味だと改めて思う。

(福祉部長) 今日は様々な示唆に富んだご意見をいただき感謝申し上げます。区の行政は福祉だけでなく多様な分野とつながっている。

例えば、杉山委員からお話のあったヘルプカードのアプリ化などについては、産業経済部、あるいは、産業振興協会という関連団体とも相談をしていきたい。今は福祉機器にAIやITの企業がたくさん参入している。そういったところとつながることで、何か見出せるような気がするので連携していきたい。

また、タクシーの関係は、大身連に牽引していただいているが、福祉有償運送の協議会というタクシー事業者が入っている会議体があるので、そちらでの議論のきっかけになるような話ができればと思っている。

住まいの関係では、居住支援協議会が立ち上がり、今後の対応について、取組を進めていきたいと考えている。高齢者のニーズが多いことから、不動産屋や大家さんも、まずは高齢者対応というところに着目しているかと思うが、障がい者が住みやすい住居の考え方も、その会議体の中で話していきたい。

それから、鈴木委員からは防災の関係のお話もいただいた。台風の対応で、大田区は田園調布地区に被害が出たこともあり、区で対応を検討している最中である。水害時と震災時の対応を、どう区民の方に理解していただくのか、そういった時に要支援者にどう対応させていただくことができるのかは、是非、地域の方と相談しながら検討を進めていきたい。

最後に、この協議会のように種別を超えた団体が横につながり、障がいの種別を超えて、わかり合おうという形ができているのが大田区の良いところだと思っている。そういったところを活かしながら取組を進めていきたい。

3 閉会

(石渡会長) それでは、令和元年度第2回の協議会を閉会させていただく。

以上